2024年3月号

多文化共生情报广场信息报

◇发行:东大阪市多文化共生情报广场(每月发行1次)





〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 16 階

♦TEL 06-4309-3311 / FAX 06-4309-3823 https://www.city.higashiosaka.lg.jp/category/30-0-0-0-0-0-0-0-0-0-html



○ 希望通过电子邮件阅读多文化共生情报广场信息报时,请扫码。 ○ ***

仅限 2023 年度住民税均等割的课税家庭的物价上涨对策补助金(发放 10 万日元)

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯へ物価高騰対策給付金(10万円給付)

2023年12月1日,在本市有居民登记,"仅限由2023年度住民税均等割的课税者组成的家庭",或"仅限由2023 年度住民税均等割的课税者和非课税者组成的家庭"

れいわ ねん がついたち ほんし じゅうみんとうろく れいわ ねんどじゅうみんぜいきんとうわり かぜいしゃ せたい れいわ 令和5年12月1日において、本市に住民登録があり、「令和5年度住民税均等割のみ課税者からなる世帯」または「令和5 年度住民税均等割のみ課税者と非課税者からなる世帯」

已经领取了2023年度"东大阪市住民税免征家庭等的物价上涨对策补助金(3万日元)"吗?

令和5年度「東大阪市住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策給付金(3万円給付)」を受給しましたか?

是的 はい

いいえ 没有

2023年1月1日在本市有居民登记的家庭 令和5年1月1日時点で本市に住民登録をして いる世帯

2023年1月2日以后迁入本市,有居民登记的家庭 れいわ ねん がつぶつかいこう ほんし てんじゅう じゅうみんとうろく 令和5年1月2日以降、本市に転入し、住民登録を した世帯

【无需办理手续】 预计在3月15日(周五) 汇款

【手続き不要】 3月15日(金)振込予定

【需要办理手续】市政府将于2月末发送"确认书 请填写必要事项,并附上所需材料一起寄回。 【手続きが必要】2月末に市から「確認書」を送付 します。必要事項を記入し、必要書類とともに へんそう 近 送

【需要申请】3月15日(周五)以后在本市网站等下 载"申请表",并附上所需材料一起提交。

【申請が必要】3月15日(金)以降に市ウェブサイトな どから「申請書」を入手し、必要書類とともに 提出

申请·咨询处: 〒577-8521 东大阪市住民税免征家庭等物价上涨对策补助金支付中心 TEL:06-4309-3003

もうしこ といあわ さき しゃくしょじゅうみんぜいひかぜいせたいとうぶっかこうとうたいさくきゅうふきんしきゅう じ む申込み・問合せ先:市役所住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金支給事務センタ、

小学、中学、义务教育学校的新入学、升学手续办理好了吗?

小・中学校、義務教育学校 新入学・進級の手続きはお済みですか

[外籍儿童、学生的入学]刚从国外入境的人士等,希望孩子 就读于市立小学、初中、义务教育学校的人, 需要办理手续。 外籍儿童新生1年级儿童,请将去年10月以后邮寄的入学指 南书(入学案内书)中附带的入学申请表提交到学事课。

がいこくせきじどうせいと しゅうがく がいこく あら にゅうこく 【**外国籍児童生徒の就学**】外国から新たに入国したなど、 新たに市立 小・中学校、義務教育学校へ子どもの入学を希望 する方は、手続きが必要です。外国籍の新1年生の子どもは さくねん がついこう そうふ にゅうがくあんないしょ てんぷ にゅうがくしん 昨年10月以降に送付した 入 学 案内書に添付している 入 学 申 請書を学事課に提出してください。

咨询处: 学事课 TEL 06-4309-3271/FAX 06-4309-3838

問合せ先:学事課

轻便摩托车•轻型汽车等的报废手续截止到4月1日

原付自転車・軽自動車などの廃車手続きは4月1日までに

报废、出售、转让轻便摩托车、小型汽车等时、或被盗时, 请务必在4月1日(周1)之前办理手续。

如果没有办理手续,即使不再拥有车辆,4月1日现在的所 有者,也将继续负担轻型机动车税(类别折扣)

原動機付自転車・軽自動車などをスクラップ廃車・売却・譲渡するときや 盗難に遭ったときは、必ず4月1日(月)までに手続きをしてください。 手続きをしないままにすると、車両がなくても 4月1日現在の所有者 に引き続き軽自動車税(種別割)がかかります。

問合せ先:税制課

咨询处: 税制课 TEL 06-4309-3134 / FAX 06-4309-3810

国民健康保险 • 后期高龄者医疗保险 即使没有收入 (所得) 也需要办理申报手续

こくみんけんこうほけん こうきこうれいしゃいりょうほけん しゅうにゅう しょとく しんこく ひつよう 国民健康保険・後期高齢者医療保険 収入(所得)がなくても申告が必要です

因为即使没有收入也需要申报,所以请前往医疗保险室保险费 课或行政服务中心申报。另外,已经办理了确定申报或市、府 民税申报的人士不需要申报收入(所得)。 取 入 (所得)がなくても申告が必要ですので、医療保険室 取 入 (所得)がなくても申告が必要ですので、医療保険室 ほけんりょうか ぎょうせい かなら しんこく 保険料課または行 政 サービスセンターで 必 ず申告をしてく かくていしんこく し ふみんぜい しんこく かた しょとく ださい。なお、確定申告や市・府民税の申告をした方は所得 しんこく ひっよう 申告の必要はありません。

咨询处: 保险料课 TEL 06-4309-3168 / FAX 06-4309-3807

といあわ さき ほけんりょうか 問合せ先:保険料課

海外就医时支付部分医疗费用

かいがい ちりょう う りょうようひ いちぶしきゅう 海外で治療を受けたときの療養費を一部支給

在海外旅行时等因病或受伤而接受治疗时,根据国民健康保险 有时可以支付一部分医疗费。

请先向就诊的海外医疗机构等全额支付所发生的费用,并取得治疗详细信息和所支付的医疗费用证明书等回国后申请。但是, 医疗费仅限在日本国内能适用于健康保险治疗的情况下。以治疗为目的去国外的则在对象外。

◆申请所需资料: ▷国民健康保险证 ▷治疗详细明细表、收据原件、收据明细表(外语的情况时需要日语翻译文件) ▷护照等可以确认出入境履历的资料

▷可以了解银行汇款信息的证明文件 ▷调查相关的同意书

かがいりょこうちゅう びょうき ちりょう う こくみん 海外 旅 行中 などに病気 やケガで治療を受けたときに、国民 けんこうほけん りまうまう かいちぶ しきゅう ばあい ります。 健康保険により 療養 の一部を支給される場合があります。 ひょう ぜんがく 受診した海外の医療機関などで、かかった費用の全額をいったはち ちりょうないよう いりょうひ しょうめいしょ たん支払い、治療 内容やかかった医療費などの 証明 書をもらきこく こんせい って帰国後に申請してください。ただし、医療費の支給は日本こくない ほけんしんりょう あぎ ちりょうもくてき とこう 国内で保険診療となっているものに限り、治療目的の渡航たいしょうがいは対象外です。

咨询处: 资格给付课 TEL 06-4309-3167 / FAX 06-4309-3804

といあわ さき しかくきゅうふか 問合せ先:資格給付課

从 3 月 1 日起为儿童接种周

がつついたち こ よぼうせっしゅしゅうかん 3月1日からは子ども予防接種週間

在开始入园•入学等的集体生活之前,请确认一下母子手册上有没有忘记打预防接种。

特别是麻疹风疹混合疫苗的定期接种 2 期对象者 (2017 年 4 月 2 日~2018 年 4 月 1 日出生的孩子),过了 3 月 31 日的接种期费用则由自己负担。

入園・入学などの集団生活を始める前に、予防接種の まけ は は けんこうてちょう かくにん まく ま 受け忘れがないかを母子健康手帳で確認しましょう。特に麻 ていきせっしゅ またいしょうしゃ へいせい ねん しん風しん混合ワクチン定期接種の 2期対象者 (平成29年4 がつかっかいせい ねん がつついたち う ガロ にち せっしゅきかん 月2日~平成30年4月1日生まれ)は、3月31日までの接種期間 せ こまたん とく ま たん はっとゅうかん おいまっかん はっとりままかん はっとりままかん はっとります。

咨询处: 感染症对策课 TEL 072-960-3805/ FAX 072-960-3809

といあわ さき かんせんしょうたいさくか 問合せ先: 感染症対策課

临时性托育就业认定证需办理更新手续

いちじあず しゅうろうがたにんていしょうこうしんてつづ ひつょう 一時預かり 就 労 型 認 定 証 更新手続きが必要です

使用就业型的临时性托育时,需要事先得到使用认定。2024年度临时性托育就业型认定证的申请将于3月1日(周五)开始受理。本年度获得认定的人士,如果接着使用的情况时,也需要办理继续(使用)申请。所需文件根据使用的理由而不同。另外,也可以办理邮寄手续。详细情况请查看本市网站,或咨询儿童健康部设施支付课或福祉事务所育儿支援係。

咨询处:设施给付课 TEL 06-4309-3302 / FAX 06-4309-3817

はあい しぜん りょうにんてい 就 労 型 の一時預かりを利用する場合は、事前に利用認定を れいわ ねんど いちじあず しゅうろうがたにんていしょう 受ける必要があります。今和6年度の一時預かり 就 労 型 認 定 証 の申請受付は、3月1日(金)から開始します。今年度に認定を がた ひっぷりょう ばあいけいぞく しんせい ひっよう 受けている方も、引き続き利用する場合は継続の申請が必要で す。必要書類は利用する理由によって異なります。また、郵送で す。必要書類は利用する理由によって異なります。また、郵送で でっぷっちょう また、する しまんがかり の手続きも可能です。詳しくは市ウェブサイトをご覧いただくか、こ 子どもすこやか部施設給付課または福祉事務所子育て支援係へ お問合せください。

といあわ さき しせつきゅうふか 問合せ先:施設給付課